

●香川県告示第148号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成28年4月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
栗林公園の舟遊場の使用料の収納事務（舟遊場において行われるものに限る。）	略			栗林公園の舟遊場の使用料の収納事務（舟遊場において行われるものに限る。）	略		
香川県高等学校等奨学金及び香川県大学生等奨学金の償還金の収納事務	略			<u>香川県青年センターの使用料の徴収事務</u>	<u>香川県連合青年会</u>	<u>高松市国分寺町国分1009番地</u>	<u>平成24年12月1日</u>
略				香川県高等学校等奨学金及び香川県大学生等奨学金の償還金の収納事務	略		
略				略			